税関知的財産権届出費用徴収の一時中止に関する公告

2015年10月30日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ) 北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

税関総署公告 2015 年第 51 号

(税関知的財産権事前登録費用徴収の一時中止に関する公告)

公布日: 2015年10月30日

財政部、国家発展改革委員会の「関於取消和暫停徴収一批行政事業性収費有関問題的通知(行政事業性費用徴収の取消 及び一時中止に係る問題に関する通知)」(財税〔2015〕102 号)に基づき、ここに税関知的財産権事前登録費用(以下、「事前登録費用」という)徴収の一時中止に係る事項について以下のとおり公告する。

一. 2015 年 11 月 1 日 (当日を含む) より、税関総署に知的財産権保護に係る事前登録を申請する場合、税関総署は事 前登録費用の徴収を一時中止する。

二. すでに税関総署の事前登録費用専用口座に事前登録費用を前納し、かつ 2015 年 11 月 1 日 (当日を含まない) までに関連する前納事前登録費用が事前登録申請に使用されていない場合、申請者は税関総署に払い戻しを申請することができる。

前項に従って払い戻しを申請する場合は、2016年5月1日(当日を含まない)までに払戻申請書を記入し、税関総署が発行した中央税外収入統一手形(原本)を添えて税関総署に郵送しなければならない。払戻申請書のフォーマットは知的財産権税関保護システム(URL: http://202.127.48.148/)の「文書フォーマットのダウンロード」にてダウンロードすることができ、申請書には振込元銀行の口座番号、口座名及び口座開設銀行を明記しなければならない。

郵送先住所:北京市東城区建国門内大街6号 税関総署財務司機関財務処 郵便番号:100730

三. 税関総署の事前登録費用専用口座に事前登録費用を前納しておらず、かつ当該事前登録申請が 2015 年 11 月 1 日 (当日を含まない)までに「承認済、未入金」又は「承認待ち」の状態にある場合、申請者は事前登録費用の支払いを行わない。

四. 本公告は 2015 年 11 月 1 日より施行する。 2004 年 5 月 25 日より実施している税関総署 2004 年第 15 号公告は同時 に一時停止する。

特にここに公告する。

税関総署

2015年10月29日

出所: 2015 年 10 月 30 日付け中華人民共和国海関総署ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で日本語仮訳を作成

http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info776559.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。